

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和4年7月5日（火） 8：49～8：56

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸田文雄 内閣総理大臣
金子恭之 国務大臣（総務大臣）
古川禎久 国務大臣（法務大臣）
林芳正 国務大臣（外務大臣）
鈴木俊一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
末松信介 国務大臣（文部科学大臣）
後藤茂之 国務大臣（厚生労働大臣）
金子原二郎 国務大臣（農林水産大臣）
萩生田光一 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉藤鉄夫 国務大臣（国土交通大臣）
山口 壯 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
岸 信夫 国務大臣（防衛大臣）
松野博一 国務大臣（内閣官房長官）
牧島かれん 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
西銘恒三郎 国務大臣（復興大臣、内閣府特命担当大臣）
二之湯 智 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
野田 聖子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
山際大志郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
小林鷹之 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
若宮健嗣 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪席者：木原誠二 内閣官房副長官
磯崎仁彦 内閣官房副長官
栗生俊一 内閣官房副長官
近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 3件
- 政令 1件
- 人事 2件
- 配布 3件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、木原副長官から御説明申し上げます。

○木原内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、「公共サービス改革基本方針の変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、公共サービス改革法に基づき、民間競争入札の対象事業の追加等をするものであります。

次に、「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等」について、御了解をお願いいたします。本件につきましては、後程、外務大臣から御発言があります。

次に、「2026年第5回アジアパラ競技大会」について、御了解をお願いいたします。本件につきましては、後程、文部科学大臣から御発言があります。

次に、政令について、御決定をお願いいたします。「デジタルプラットフォーム取引透明化法第4条第1項の事業の区分及び規模を定める政令の一部改正令」は、同法の規制対象に、デジタル広告分野を追加するものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、林外務大臣が、G20外務大臣会合出席等のため、7日から9日まで、萩生田経済産業大臣が、日米豪印エネルギー大臣会合出席等のため、11日から15日まで、牧島デジタル大臣が、米国政府要人との会談等のため、11日から16日まで、若宮国際博覧会担当大臣が、英国及びイタリア国政府要人との会談等のため、11日から16日まで、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、加藤和雄外289名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「情報通信白書」があります。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

○松野国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、外務大臣から2件御発言がございます。

○林国務大臣：まず、ロシア連邦によるウクライナ侵略を受け、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、①ロシア連邦の関係者に対する資産凍結等の措置、②ロシア連邦及びベラルーシ共和国の特定団体への輸出等に係る禁止措置、③ロシア連邦向けサービスの提供の禁止措置、④ロシア連邦からの金の輸入禁止措置、⑤ウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者に対する資産凍結等の措置を追加的に実施することにつき、御了解願います。

次に、ウクライナ情勢の影響を受けて、世界的に食料安全保障をめぐる状況が一層悪化していることへの対応として、食料不足に直面する中東及びアフリカ諸国・地域への食料支援と、ウクライナからの穀物輸出促進支援を行うため、9,000万ドルの緊急無償資金協力を行うこととします。これは、先月27日に岸田文雄内閣総理大臣から表明した約2億ドルの支援の一環として行うものです。

○松野国務大臣：次に、文部科学大臣。

○末松国務大臣：2026年第5回アジアパラ競技大会を開催することは、国際親善やスポーツの振興、共生社会の実現等に大きな意義を有するとともに、先に開催さ

れる第20回アジア競技大会と一体的に開催されるものであることから、本大会の開催への協力につき、ただいま、閣議の了解を頂きました。今後、各閣僚の御協力をお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、総務大臣。

○金子(恭)国務大臣：昭和48年に初めて通信白書が刊行されてから50年の間に、市場の自由化を通じた競争の進展や様々な技術革新の実現などにより、ICT分野は飛躍的な発展を遂げてまいりました。令和4年版情報通信白書では、「情報通信白書刊行から50年～ICTとデジタル経済の変遷～」と題して、この50年間のICT分野の制度、サービス、技術等の変遷を振り返るとともに、今後の日本社会でICTが果たす役割を分析しております。今回の白書の分析結果も踏まえ、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて、社会全体のデジタル変革の加速、特に本年3月末に策定した「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」の推進に、引き続き全力を挙げて取り組んでまいります。

○松野国務大臣：次に、法務大臣。

○古川国務大臣：“社会を明るくする運動”は、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くことを目的に、7月を強調月間として実施する全国的な運動です。本年は、本運動が開始されてから72回を迎え、国民の皆様の御理解と御協力を得て、地域の実情等に応じた様々な活動が展開される予定です。また、「再犯の防止等の推進に関する法律」では、毎年7月を「再犯防止啓発月間」とし、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めることとしています。犯罪や非行のない社会づくりに取り組む決意のしるしである「幸福の黄色い羽根」のもと、犯罪や非行の背景にある様々な生きづらさに思いを致し、再出発を後押しするコミュニティづくりを目指して、活動を行ってまいりますので、閣僚各位におかれましても、御支援と御協力をお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○岸田内閣総理大臣：林大臣ほか3人の大臣は、それぞれ海外出張いたしますが、その出張不在中、松野内閣官房長官を外務大臣の臨時代理に、山際大臣を経済産業大臣の臨時代理及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当大臣の事務代理に、小林大臣をデジタル大臣及び規制改革担当大臣の事務代理に、山口大臣を消費者及び食品安全、クールジャパン戦略並びに知的財産戦略担当大臣の事務代理に、それぞれ指定又は命じることいたします。

○松野国務大臣：これを持ちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上を持ちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

